

住民記録システム標準仕様書
【第3.0版】（案）
全国意見照会結果について

令和4年8月30日

目次

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し
2. その他主なご意見と対応
3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項
 - 1 – 1. 戸籍附票システムとの連携
 - 1 – 2. 横並び調整方針
4. 他システムとの横並び調整
5. 継続検討事項

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

- 住民記録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	改定案
1	<ul style="list-style-type: none"> 既に転出処理済の場合は、転出取消処理を実施する必要があるため、盛り込んでほしい 個別で転出情報を取得し、処理できる機能が必要。 <p>※【考え方・理由】に追記 また、以下項目の当該内容と同様の内容を示す記載は重複するため削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理 4.2.0.6 CSから受信した戸籍照合通知の取込 4.2.0.8 CSから受信した住民票記載事項通知の取込 	<p>4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化） 【実装必須機能】 特例転入を利用した転出に対応していること。 マイナポータル等により申請された転出届の情報を、申請管理機能システム（「共通機能標準仕様書」参照）から取得し住民記録システムへ取り込み、<u>も届出人について、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号により該当する住民を特定することができること。</u> 職員の手を介することなく自動で、複数件の転出届情報を一括で取り込むことができること。その際、自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 また、取り込んだ転出届の情報のうち氏名、性別、生年月日、住所は住民記録システム内の情報と突合できることとし、転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていないか、転出予定年月日に関しては存在しない日付又は矛盾した日付となっていないか等のエラーチェックができること。エラーチェックの結果に基づき、転出届情報取込エラー一覧表を作成し、必要に応じて出力できること。 取り込んだ転出届の情報について、エラーチェックの結果に応じて修正の上管理できること。修正の際には転出届修正履歴を残した状態で管理できること。修正後の最新の転出届の情報を基に転出の処理が行えること。 エラーチェックや審査・決裁の結果を申請管理機能システムに連携できること。また、併せて受付不可や保留とした際の理由や、適宜職員が修正を加えた内容について記載できる自由記載項目についても、申請管理機能システムに連携できること。 転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、CSへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できること。申請管理機能システムから転出届の取消申請を受理した場合、<u>マイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出届の情報のステータスを取り下げに変更できること。既に転出処理を実施済みであるものの、住民票削除前においては、処理済みの情報を削除できること。</u>なお、取消申請に対応できるよう、転出予定日又は転入通知受理のいずれか早い日までマイナポータルで付された符号を管理すること。</p> <p>【標準オプション機能】 申請管理機能システムから取得した転出届の情報を取り込んだ結果を示す更新結果リストを作成・出力できること。</p> <p>【実装不可機能】 既送信した転出証明書情報について、CSに手動で再送信できること。 通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であること。</p> <p>【考え方・理由】 （前略）<u>職員の手を介することなく自動で一括で取り込むことは、取込処理を行った後、処理ボタン等を押すことにより、当該情報を1件ずつ処理するのではなく、取り込んだ情報を一括して仮登録等を実施する機能を想定している。なお、当該機能については、1件ずつ処理する機能を持たせることについても妨げるものではない（以下、4.1.3.1.2、4.2.0.6、4.2.0.8において同じ）。</u>（後略）</p>
	<p>その他修正点</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナポータルからカード用利用者証明用電子証明書シリアル番号が送付されることとなったため、特定について当該シリアル番号を活用できるように修正 「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」への御意見を踏まえ、横並び調整方針において、ステータス管理については申請管理機能において操作・管理されるものである旨修正されたことから、ステータス管理に関する記載を削除 	

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

- 住民記録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	改定案
2	<ul style="list-style-type: none"> 異動者が複数いる場合は、届出人の氏名までの情報があれば、事前の問い合わせがしやすいため盛り込んでほしい 続柄に関して全部転入の場合はマイナポータル上入力しない想定になっているため、整合性を持たせてほしい 転出証明書情報のみを印字した上で転入届を出力するケースも想定してほしい 実装必須機能と標準オプション機能にて同様の機能を記載しているように見えるため、削除してほしい ⇒元々は紙帳票で印字することを【標準オプション機能】としていたが、わかりづらいとの意見を踏まえ当該【標準オプション機能】は削除とし、画面上で作成されたリストについて印刷する機能は、「20.0.1様式・帳票全般」(2)の機能で対応可能と整理する。(※転居も同様) 	<p>4.1.1.3特例転入（転出・転入手続のワンストップ化） 【実装必須機能】 住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。 マイナポータル等から申請管理機能システム（「共通機能標準仕様書」参照）に送信された転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、<u>届出人氏名</u>、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転入する他の世帯員の氏名及び新しい世帯主との続柄について、申請管理機能システムから取得し、マイナポータルで付された符号により、転出証明書情報と紐付けて、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。 転出証明書情報及び転入予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報を印字した上で、出力できること。<u>また、新しい世帯主及び続柄が転入予約情報として取得できない場合（世帯全員が転入する場合）、転入届に印字する新しい世帯主氏名及び転入する他の世帯員の続柄については、転出証明書情報により通知された情報を引用し、印字したうえで出力できること。なお、郵送等による特例転入の場合、転出証明書情報のみを基に印字した上で出力できること。</u> その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報について修正が必要な場合には、<u>適宜修正及び保存</u>を行えること。 転入予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを作成できること。 来庁予定者の受入れ事前準備のために転出証明書情報（個人番号を除く。）を必要とする他システムに、必要な転出証明書情報（個人番号を除く。）及びマイナポータルで付された符号を送信できること。 申請管理機能システムから転入予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された符号を用いて、対応する転入予約情報を削除し、転入予約情報のステータスを取り下げに変更できること。また、転出証明書情報を取得している場合は、<u>マイナポータルで付された符号を用いて</u>、対応する転出証明書情報を削除できること。</p> <p>特例転入時に、取り込んだ転出証明書情報及び転入予約情報を基に転入等の入力処理ができること。 その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された転入等に必要な情報について修正が必要な場合には、<u>適宜修正</u>を行えること。 CSに通知された転出証明書情報をリアルタイム又は従来の特例転入方式で情報を取り寄せた場合、CSと連携できること。 CSから連携された転出証明書情報は、<u>転入届がされなかった場合</u>、政令で定める期間の経過後に消去できること。その際、転入予約情報、転入予約情報のステータス及びマイナポータルで付された符号についても消去できること。</p> <p>【標準オプション機能】 転入予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを出力できること。</p> <p>【考え方・理由】 （前略）<u>また、転入届が提出される前の事前準備の段階については、届出提出前の段階であるため、「仮登録前」の状態であり、転入届が提出された後、「仮登録状態」に移行するものである。</u>（後略）</p>
	<p>その他修正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 転入届がされる前の事前準備の状態での保存を行うことができる機能を追加し、転入届が提出される前の事前準備の段階は「仮登録前」である旨を【考え方・理由】に記載 改正後の法第24条の2第4項の規定を踏まえた記載に修正 ステータス管理については、申請管理機能において操作、管理されるものであることから、削除 	

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

- 住民記録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	改定案
3	<ul style="list-style-type: none"> 異動者が複数いる場合は、届出人の氏名までの情報があれば、事前の問い合わせがしやすいため盛り込んでほしい 「マイナポータル申請管理機能」によりダウンロードするデータ項目のうち、全部転居の場合の「続柄」や転居予約情報における申請者以外の「性別」は取得できないため、整合性を持たせてほしい 実装必須機能と標準オプション機能にて同様の機能を記載しているように見えるため、削除してほしい <p style="text-align: center;">その他修正点</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナポータルからカード用利用者証明用電子証明書シリアル番号が送付されることとなったため、特定について当該シリアル番号を活用することに修正 転居届がされる前の事前準備の状態での保存を行うことができる機能を追加し、転居届が提出される前の事前準備の段階は「仮登録前」である旨を【考え方・理由】に記載 アラートの表示は、届出人以外の者に係る氏名、生年月日のみとする。 ※転居予約情報における届出人の4情報はマイナンバーカード読み取り事項であり、住基システム内の情報と原則一致する。また、届出人以外の転居者も届出人と同一世帯に限られるため、届出人の住所と届出人以外の住所は同一となる。 ステータス管理については、申請管理機能において操作、管理されるものであることから、削除 	<p>4.1.2.2マイナポータルからの転居予約（転出・転入手続きのワンストップ化） 【実装必須機能】 マイナポータル等から申請管理機能システム（「共通機能標準仕様書」参照）に送信された転居予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、異動予定年月日、<u>届出人氏名</u>、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、<u>転居する他の世帯員者</u>の氏名、性別、生年月日、従前の住所、新住所及び新しい世帯主との続柄について、申請管理機能システムから取得し、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込み、<u>届出人について、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号により該当する住民を特定することができること。</u> 転居予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、転居予約を利用した転居届（法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届と同一様式）に必要な情報を印字した上で、出力できること。 なお、転居予約情報のうち、<u>届出人以外の転居する世帯員者</u>の氏名、性別及び生年月日及び従前の住所を、住民記録システム内の情報（氏名、性別及び生年月日及び現住所）と突合し、一致しない場合には、アラートを表示し、確認を促すこと。<u>転居届に印字する性別については、上記突合により一致した者の情報を、住民記録システムから引用し、印字した上で出力できること。また、新しい世帯主及び続柄が転居予約情報として取得できない場合（世帯全員が転居する場合）、転居届に印字する新しい世帯主氏名及び他の世帯員の続柄については上記突合により一致した者の情報を、住民記録システムから引用し、印字したうえで出力できること。</u> その際、転居予約情報に基づき作成された転居予約を利用した転居届に必要な情報について修正が必要な場合には、<u>適宜修正及び保存</u>を行えること。 転居予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを作成できること。 申請管理機能システムから転居予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された符号を用いて、対応する転居予約情報を削除し、転居予約情報のステータスを取り下げに変更できること。</p> <p>転居時に、取り込んだ転居予約情報を参考にした転居等の処理ができること。 その際、転居予約情報に基づき作成された転居等に必要な情報について修正が必要な場合には、<u>適宜修正</u>を行えること。 申請管理機能システムから取得した転居予約情報及び転居予約情報のステータスは、4.1.1.3特例転入（転出・転入手続きのワンストップ化）に記載の、政令で定める期間経過後の転出証明書情報の消去に準じた期間経過後に消去できること。</p> <p>【標準オプション機能】 <u>転居予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを出力できること。</u></p> <p>【考え方・理由】 <u>転居届が提出される前の事前準備の段階については、届出提出前の段階であるため、「仮登録前」の状態であり、転居届が提出された後、「仮登録状態」に移行する。</u>（後略）</p>

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

■ 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入の場合、以下の例のように利用される想定となります。

届出日 令和3年6月18日	異動日 令和3年6月18日	(あて先) 東京都千代田区 長	住基法第24条の2第3項の規定に基づく通知が された場合の転入届/転居予約を利用した転居届	下記内容および添付資料において誤りがないことを確認しました。 ※印字項目に誤りがある場合、二重線で訂正してください。	異動事由 転入
新しい住所 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央 合同庁舎第2号館	新しい世帯主 田中 太郎※	届出人区分 □世帯主 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯員 □代理人(関係:)	届出人署名 田中一郎	連絡先 012-345-6789	
今までの住所 東京都新宿区若松町19-1	代理人の住所【新住所で同じ世帯の場合は不要】				

以下を設定可に変更
 ・届出日：「印刷を実施した日付を記載又は空欄 ※届出人来庁時に印刷をする場合は印刷を実施した日付、事前印刷の場合は空欄が設定できること」
 ・異動日：「転出予定年月日を記載又は空欄 ※自治体の運用に応じて設定すること」

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別	続柄	個人番号カード	国保	後期高齢	介護保険	児童手当
		住民票コード	国民年金			基礎年金番号			
1	田中 太郎	昭和20年7月15日	男	※世帯主	無	*	有	有	*
		0123 4567 890				*			
2	田中 春子	昭和25年4月30日	女	※妻	有	有	*	有	*
		1123 4567 890			任		1111	1111	11
3	田中 一郎	昭和50年6月1日	男	※子	有	*	*	*	有
		2123 4567 890				*			
4	TANAKA HELEN LOISE	1978年12月22日	女	※子の妻	無	*	*	*	*
		3123 4567 890				*			
5	田中 一夫	昭和52年10月19日	男	※子	有	有	*	有	*
		4123 4567 890			1号		2222	2222	22

凡例	赤字：届出人記入
	緑塗りつぶし：転出証明書情報より印字
	赤塗りつぶし：転入予約情報より印字 (※)
青字：システム印字	塗りつぶしなし：システム内判断による印字

※世帯全員が転入する場合は、「新しい世帯主」「続柄」の情報が転入予約情報として提供されないため、転出証明書情報の世帯主氏名及び続柄を引用し、印字

取違いを防止するため申請紐付符号盛り込んでほしいというご意見から、当該符号を追加
 他者の転入届と紛れないよう、すべてのページに印字

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

■ 転居予約を利用した転居の場合、以下の例のように利用される想定となります。

届出日 令和3年6月18日	異動日 令和3年6月18日	(あて先) 東京都千代田区 長	住基法第24条の2第3項の規定に基づく通知が された場合の転入届/転居予約を利用した転居届				下記内容および添付資料において誤りがないことを確認しました。 ※印字項目に誤りがある場合、二重線で訂正してください。				異動事由 転居
新しい住所 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央 合同庁舎第2号館		新しい世帯主 田中 太郎※		届出人区分 <input type="checkbox"/> 世帯主 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯員 <input type="checkbox"/> 代理人(関係:)		届出人署名 田中一郎		連絡先 012-345-6789			
今までの住所 東京都千代田区永田町1-11-39		代理人の住所【新住所で同じ世帯の場合は不要】									
No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別	続柄	個人 番号 カード	国保 年金	後期高齢 基礎年金番号	介護保険	児童手当		
1	タナカ タロウ 田中 太郎	昭和20年7月15日	男	※ 世帯主							
2	タナカ ハルコ 田中 春子	昭和25年4月30日	女	※ 妻							
3	タナカ イチロウ 田中 一郎	昭和50年6月1日	男	※ 子							
4	タナカ ヘレン ルイーズ TANAKA HELEN LOISE	1978年12月22日	女	※ 子の妻							
5	タナカ カズオ 田中 一夫	昭和52年10月19日	男	※ 子							

以下を設定可に変更
 ・届出日：「印刷を実施した日付を記載又は空欄 ※届出人来庁時に印刷する場合は印刷を実施した日付、事前印刷の場合は空欄が設定できること」
 ・異動日：「転居予定年月日を記載又は空欄 ※自治体の運用に応じて設定すること」

凡例	赤字：届出人記入
	赤塗りつぶし：転居予約情報より印字 (※)
	青字：システム印字 青塗りつぶし：住民記録システムより印字
	塗りつぶしなし：システム内判断による印字

※世帯全員が転居する場合は、「新しい世帯主」「続柄」の情報が転居予約情報として提供されないため、住民記録システム上の世帯主及び続柄を引用し、印字

転居の場合は申請紐付符号が存在しないため、受付番号について追加他者の転居届と紛れないよう、すべてのページに印字

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

- 住民記録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
1	<ul style="list-style-type: none"> 住民票コード及び個人番号の誤記修正において住基ネットに誤記修正を実施した内容が連携されないよう記載してほしい等 戸籍照合通知や住民票記載事項通知について、取り込んだ通知を表示できる形で保存できること及び印刷ができることといった旨を明記してほしい 	<p>全体を通じて、外部システム仕様等に対応すべき旨を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部システムの仕様書に記載されている事項については本仕様書の対象外である旨を明記 誤記修正の章の【考え方・理由】においても、住基ネットの送信の際には改造仕様書を参照する旨を追記 	<p>3. 対象 (2) 対象分野 <u>また、住基ネット回線を通じて実施する部分や市町村通知等については、別途「既存住基システム改造仕様書」や「市町村連携仕様連携インターフェース仕様」に基づく仕様があることから本仕様書の対象外とする。</u></p> <p>4. 本仕様書の内容 (2) 標準準拠の基準 また、本仕様書に準拠しているかどうかは、「3 (1) 対象自治体」で示した指定都市、中核市等及び一般市区町村の類型ごとに判断される。特に明記しない限り、3 類型全てに当てはまる要件として記載しており、必要に応じて、「指定都市においては、～～」、「(一般市区町村においては、標準オプション機能とする。)」のように記載している。なお、実装必須機能のうち、法令上必ず使用しなければならない機能と必ずしも使用しなくてもよい機能があり、個別に判断する必要がある。<u>また、実装に当たっては、取り込んだ通知の保存年限等、当然に法令に沿った機能及び運用を満たす必要がある。</u></p> <p>4.2.3.3 誤記修正 【考え方・理由】 (前略) <u>住基ネットへの送信にあたっては、既存住基システム改造仕様書を参照すること。</u></p>

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

- 住民記録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案																								
2	<ul style="list-style-type: none"> 未届転入の場合、転入前住所欄に（未届）が記載され、未届転入であることは自明であるため、統合記載欄への「未届転入」という記載や転入前住所の情報は不要（①） 「通知の事由（氏名変更、在留資格変更許可等）及びその事由の生じた年月日」の記載から読み取れる情報であるため転出届後に住民票を修正した旨は不要（②） 仕様書上の表現統一のため旧本籍を前本籍に修正、及び本籍の実運用に沿った記載例に修正してほしい（③） 漢字圏の外国人の場合、漢字表記のみの印鑑登録とすることは住民サービス上不可能であるため非漢字圏・漢字圏かわらず登録可能としてほしい（⑤） 	<p>統合記載欄の再整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ご意見について反映 職権消除済みの場合は異動履歴とともに記録する統合記載欄B類型における記載はできないことから、C類型に移動（④） 	<p>1.1.14 統合記載欄</p> <p>○B類型として記載する留意事項の例（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記載内容</th> <th>事象</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 未届転入である旨</td> <td>転入届をせずに転入前住所に転入をしていた場合</td> <td>未届転入</td> </tr> <tr> <td>① 転入前住所（未届の場合）</td> <td>特定の市町村に住所を置かず全国各地を転々と移動している場合等</td> <td>転入前住所—東京都千代田区霞が関2-1-2</td> </tr> <tr> <td>② 転出届後に住民票を修正した旨</td> <td>外国人住民から転出届の提出がなされ、転出証明書を交付したが、転出予定年月日が到来していない状況において、当該外国人住民に係る法第30条の50に規定する出入国在留管理庁からの通知があり、住民票を修正した場合</td> <td>法第30条50通知より転出届後に住民票修正</td> </tr> <tr> <td>③ 前旧 本籍</td> <td>転入届と同時に戸籍転籍届出があった場合</td> <td>前旧 本籍 東京都千代田区霞が関二丁目1番地2-1-2</td> </tr> <tr> <td>④ 転出届により転出先住所（予定）及び届出年月日を記載した旨</td> <td>職権消除済の者から転出届がなされ、消除した事由を記載した場合</td> <td>転出届により転出先住所（予定）及び届出年月日記載</td> </tr> </tbody> </table> <p>○C類型として記載する留意事項の例（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記載内容</th> <th>事象</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 氏名のカタカナ表記</td> <td>非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含むものとする。）について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合</td> <td>氏名のカタカナ表記 トーマスジェファーソン</td> </tr> </tbody> </table>	記載内容	事象	記載例	① 未届転入である旨	転入届をせずに転入前住所に転入をしていた場合	未届転入	① 転入前住所（未届の場合）	特定の市町村に住所を置かず全国各地を転々と移動している場合等	転入前住所—東京都千代田区霞が関2-1-2	② 転出届後に住民票を修正した旨	外国人住民から転出届の提出がなされ、転出証明書を交付したが、転出予定年月日が到来していない状況において、当該外国人住民に係る法第30条の50に規定する出入国在留管理庁からの通知があり、住民票を修正した場合	法第30条50通知より転出届後に住民票修正	③ 前旧 本籍	転入届と同時に戸籍転籍届出があった場合	前旧 本籍 東京都千代田区霞が関二丁目1番地2-1-2	④ 転出届により転出先住所（予定）及び届出年月日を記載した旨	職権消除済の者から転出届がなされ、消除した事由を記載した場合	転出届により転出先住所（予定）及び届出年月日記載	記載内容	事象	記載例	⑤ 氏名のカタカナ表記	非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含むものとする。）について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合	氏名のカタカナ表記 トーマスジェファーソン
記載内容	事象	記載例																									
① 未届転入である旨	転入届をせずに転入前住所に転入をしていた場合	未届転入																									
① 転入前住所（未届の場合）	特定の市町村に住所を置かず全国各地を転々と移動している場合等	転入前住所—東京都千代田区霞が関2-1-2																									
② 転出届後に住民票を修正した旨	外国人住民から転出届の提出がなされ、転出証明書を交付したが、転出予定年月日が到来していない状況において、当該外国人住民に係る法第30条の50に規定する出入国在留管理庁からの通知があり、住民票を修正した場合	法第30条50通知より転出届後に住民票修正																									
③ 前旧 本籍	転入届と同時に戸籍転籍届出があった場合	前旧 本籍 東京都千代田区霞が関二丁目1番地2-1-2																									
④ 転出届により転出先住所（予定）及び届出年月日を記載した旨	職権消除済の者から転出届がなされ、消除した事由を記載した場合	転出届により転出先住所（予定）及び届出年月日記載																									
記載内容	事象	記載例																									
⑤ 氏名のカタカナ表記	非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含むものとする。）について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合	氏名のカタカナ表記 トーマスジェファーソン																									

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

- 住民記録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
3	<ul style="list-style-type: none"> 「申出者の状況」や「支援の必要性の確認方法（添付書類や相談先等）」を追加してほしい 「加害者に関する項目」は複数人設定できることを明記してほしい 前住所における管理項目として「その他（任意の文言を登録できること。）」や「性別」を追加してほしい 仮支援措置の終了年月日は、仮支援措置したものの支援措置決定前に支援措置申出者から取り下げがあった場合に必要 	<p>構造全体の見直し及び必要項目の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 申出書情報とその他情報、当初受付市区町村が管理する情報と転送を受けた他の市区町村が管理する情報の中身がわかりづらくなっていたことから、管理項目の構造を修正（「当初受付市区町村」と「転送を受けた他の市区町村」で管理項目を区分の上、対象者に関する情報について「申出書情報」と「その他情報」で区分） 左記必要な項目について盛り込み 	<p>1.1.16 支援措置対象者管理 ※以下の構造に修正</p> <p><当初受付市区町村で管理すべきデータベース上の項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援措置申出書情報 <i>（「申出者の状況」や「支援の必要性の確認方法（添付書類や相談先等）」を追加）</i> <i>（「加害者に関する項目」は複数人設定できることを明記）</i> ○支援措置に関するその他項目（申出書情報に追加で登録できること。） ○転送情報 ○支援措置の期間 ○仮支援措置 <i>（「終了年月日」を追加）</i> <p><当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援措置申出書情報 <i>（「申出者の状況」や「支援の必要性の確認方法（添付書類や相談先等）」を追加）</i> ○支援措置に関するその他項目（申出書情報に追加で登録できること。） <i>（「その他（任意の文言を登録できること。）」や「性別」を追加）</i> ○転送情報 ○支援措置の期間 ○仮支援措置 <i>（「終了年月日」を追加）</i> <p>※詳細については、「1.1.16支援措置対象者管理」参照</p>

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

- 住民記録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
4	<ul style="list-style-type: none"> 支援措置対象者の事情により1か月以上前に支援措置延長の申出をすることがあるため、対応できるようにしてほしい 支援措置の延長の際は、支援措置期間が延長した旨を本人に伝達するための通知を出力できることとしてほしい 他市に対する支援措置通知書も追加してほしい 	<p>支援措置延長申出の期間について、機能における制限を削除及び支援措置期間延長通知の機能を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援措置延長申出の期間について、1か月前からとする機能は削除。なお、一般的には事務処理要領上の規定に沿った運用が想定される旨を【考え方・理由】に追記 <p>支援措置の申出書転送に係る鑑文を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援措置の申出書転送に係る鑑文について【標準オプション機能】として追加 	<p>3.4 支援措置 【実装必須機能】 (前略) 支援措置の延長については、支援措置の期間終了日の1か月前から、支援措置期間の延長処理を行えることとする。延長後の支援措置の期間は、延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して1年間設定できること。(後略)</p> <p>【標準オプション機能】 支援の必要性について確認後、申出者に支援措置を開始する旨の通知を出力できること。 <u>支援の延長処理を実施後、申出者に支援措置を延長する旨の通知を出力できること。</u></p> <p>【考え方・理由】 (前略) <u>支援措置期間の延長については個別の事情に応じ延長処理申出受付期間については制限を設けないこととしたが、要領第5-10-キで規定されているとおり、</u> [支援措置の期間終了の<u>一月1か月前</u>から、支援措置の延長の申出を受ける] <u>運用が想定される。旨規定されており、</u> なお、延長漏れを防止するため、<u>支援措置の期間終了の1か月前から延長受付期間に</u>アラートを表示する機能を設けることとする。(後略)</p> <p>20.0.1 様式・帳票全般 【標準オプション機能】 (前略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援措置期間開始通知 <u>支援措置期間延長通知</u> <u>支援措置の申出書転送に係る鑑文</u> (後略)

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

- 住民記録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
5	<ul style="list-style-type: none"> 仮支援措置対象者は常時相当数の件数が存在するため、常時又はシステム終了前の表示の運用では、形骸化する可能性が高い。 	<p>仮支援措置の状態の日数を超過した対象者のシステム開始時表示の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> システム開始時にも表示する旨を追加する。 	<p>3.4. 支援措置 【実装必須機能】 (前略) また、仮支援措置については、自動的に解除されるものではないが、仮支援措置の状態のまま自治体の指定した日数を超過した対象者が存在する場合には、常時又は住民記録システム開始時及び終了時前にその旨を表示できること。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> 支援措置の関係で番号連携の機能を停止する作業を行う必要があるため当該機能について盛り込んでほしい コンビニ交付においては意思能力の有無が確認できないことから、15歳未満の者及び成年被後見人に対してコンビニ交付に限った抑止をかけられるようにしたい 	<p>団体内統合宛名への不開示・自動応答不可設定要求の送付機能及びコンビニ交付に限った抑止機能の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体内統合宛名システムに連携する旨を追加 15歳未満の者及び成年被後見人のコンビニ交付抑止機能を追加 	<p>3.1 異動・発行・照会抑止 【実装必須機能】 (前略) 証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付及び住基ネットCSに対しても自動連携されること。<u>また、団体内統合宛名システムに情報提供ネットワークシステム上での不開示・自動応答不可設定要求が送付されること。</u></p> <p><u>コンビニ交付における証明書発行に限定して、申請者が15歳未満の者又は成年被後見人の場合について抑止を設定でき、15歳未満の者の抑止は満15歳となる日に自動的に終了すること。抑止事由（15歳未満、成年被後見人）を選択できること。</u></p>

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

- 住民記録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
7	<ul style="list-style-type: none"> 仮登録中の情報は抑止対象となることについて明記してほしい 住民票コードなどは、本登録時に採番されることを明記してほしい 審査決裁の運用の考え方について、印鑑・附票と同様に記載してほしい 	<p>審査・決裁の記載見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮登録前のデータが参照できるといった内容が記載されていたため、削除 ご意見について反映 	<p>4.0.8 審査・決裁 【実装必須機能】 (前略) 【仮登録状態】 ・異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中でありのため決裁に至っておらず、法上、住民票(原票)にまだ記載されていない状態(登録申請情報をシステムへ入力し、一時保存している状態) ・異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態 ・他課から仮登録中のデータの参照ができないようにする。(仮登録前のデータが参照できるようにする。) ・団体内統合宛名、証明書、他業務連携等には反映されない。なお、<u>仮登録前のデータについても照会・証明書発行等は抑止される。</u> ・証明書発行時には、住民記録システムや他業務システム、また、証明書のコンビニ交付や広域交付において、<u>仮登録前及び仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。</u></p> <p>【本登録状態】 ・異動情報がシステムに入力され、決裁を経てその内容がシステム上に保存されており、法上、住民票(原票)に記載されている状態 ・異動処理が確定され、異動履歴となる状態 ・<u>住民票コードが付番又は住民票に記載されている。</u> ・確定情報となるため、団体内統合宛名、証明書、他業務連携等に反映される。</p> <p>【考え方・理由】 (前略) なお、<u>審査(決裁)を実施する方法について本仕様書では規定しないが、仮登録の内容が妥当であるか確認するプロセスを経ること、また記録することで、「職員が単独で登録を完了する」ことが発生しない運用とすることが肝要である。</u> 仮登録の状態の間、住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の作成処理ができないようにしたり、広域交付を発行停止にしたりするという考え方もあり得るが、そういった機能はコンビニ交付と同様に系統的に負担が大きいため、本仕様書には含めない。</p>

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

- 住民記録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
8	<ul style="list-style-type: none"> 内部帳票について盛り込んでほしい 	<p>内部帳票についての考え方を改めて整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部帳票については、原則ペーパレスで対応するとしており、必要に応じて画面を直接印刷することもできることから、原則【実装必須機能】とはしない。 転入通知未着者一覧については、その用途として、住民票を削除した旨を本籍地の市区町村長に通知し、本籍地の市区町村長にて削除された者の戸籍の附票の「住所」及び「住所を定めた年月日」の記載を削除することを想定していたが、制度上想定されていないことを踏まえ、【考え方・理由】を改めて整理した。 <p>※なお、全体において以下文言に統一する。 ・「出力」：紙帳票にて印刷すること。（「出力」についてはデータにて出力する場合もあるが、その場合はデータ名を併せて記載する） ・「作成」：データとして作成すること。画面表示が前提。</p>	<p>4.1.3.1.34 転入通知未着者一覧の作成 【標準オプション実装すべき機能】 国内転出で削除したが、転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入通知未着者一覧を作成できること。 【考え方・理由】 <u>転出予定日で削除された後、転入通知未着者一覧に基づき、法第34条に基づき居住実態の調査を行うことができ、調査の結果、転出予定者が転出しておらず自市区町村に留まっていたことが判明した場合は、転出届を取り消し、住民票を職権回復させることができる。</u> 国内転出で削除後、転入地市区町村からの転入通知がないとき、住所地の市区町村長は住民票を削除した旨を本籍地の市区町村長に通知し、本籍地の市区町村長はこの通知に基づき、削除された者の戸籍の附票の「住所」及び「住所を定めた年月日」の記載を削除することとなる。</p> <p>20.5.5 転入通知未着者一覧 20.5.7 出入国在留管理庁長官通知更新確認票 →帳票として出力できる機能は削除。必要に応じて画面の直接印刷で対応。</p>

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

- 住民記録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
9	<ul style="list-style-type: none"> 「印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調整できること。」についてはカード券面プリンタのシステム側で制御すべき項目のため削除してほしい 「異動事由、異動後の項目内容」から続く文脈では「届出日」は異動事由に関する届出の日と誤解し得るが、出力する情報は、例えば個人番号カードの場合、券面記載事項の変更届出の届出の日のごとであり別日となり得ることから誤解を避ける記載としてほしい 	<p>カード管理事務について再整理</p> <ul style="list-style-type: none"> カード券面プリンタに出力する機能について、特に職印等についてはカード券面プリンタにあらかじめ登録することが想定されること等から、ご意見の印字文字サイズ等を含め標準オプション機能に変更 出力する異動内容等の情報については事務処理要領の表現に修正 その他、個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書について、オンライン申請と郵送申請両方に対応可能である申請書ID（QRコード）付き申請書が、統合端末より出力可能であり、住民の利便性の観点から、原則として統合端末より出力されることが望ましいため、標準オプション機能に整理した。 	<p>7.1.1.3 カード管理状況 【実装必須機能】 個人番号カードの発行状況についてCS連携できること。 また、個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。 個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。 住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プリンタに出力できること。 券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カード及び特別永住者証明書とする。 出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、届出日、職印の4項目が出力できること。 印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調整できること。 一般市区町村においては、個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書の出力や、異動内容等の情報のカード券面プリンタへの出力に関する機能を実装してもしなくても良い。 【標準オプション機能】 個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。 住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プリンタに出力できること。 券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カード及び特別永住者証明書とする。 出力する異動内容等の情報は、異動事由、当該届出の年月日、変更異動後の項目内容、届出日、職印の4項目が出力できること。 印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調整できること。</p>

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

- 住民記録システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案									
10	<ul style="list-style-type: none"> 除票データベースについて、他の管理項目と同様に項目定義のみ住民記録システム標準仕様書内で定義し、詳細は「データ要件・連携要件標準仕様書」にのみ定義してほしい 	<p>除票データベースの構造を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理項目の定義内容等については削除する。 基本データリストに記載されているデータ項目ID及びデータ項目名のみ管理とする。 	<p>30.1 データ構造</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>データ項目ID</th> <th>項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>001-00002</td> <td>宛名番号</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>001-00005</td> <td>改製番号</td> </tr> </tbody> </table>	項番	データ項目ID	項目名	1	001-00002	宛名番号	2	001-00005	改製番号
項番	データ項目ID	項目名										
1	001-00002	宛名番号										
2	001-00005	改製番号										

2. その他主なご意見と対応

■ 住民データ関連（1/1）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	1.1.1 日本人 住民データの 管理・1.1.2 外国人住民 データの管理	・世帯主の氏名のフリガ ナ	削除	検討中とはなっておりますが、世帯主の 氏名のフリガナは法定項目にもなく、証 明上も不要です。 実務上必要だったとしても、「同一世帯 番号内の世帯主のフリガナ」を取得でき ればよいため、世帯内の個人のデータ 項目としての保持はやはり不要です。	仕様書 修正	世帯主の氏名のフリガナ項 目を削除する。
	1.1.2 外国人 住民データの 管理	【実装すべき機能】に「特 別永住者証明書に関する市町村通知及び市町 村伝達の送信」があるが、 「1.1.2 外国人住民デー タの管理」に当該市町村 通知を送信するための管 理項目が不足している と思われます。本機能は、 手入力によって市町村 通知を作成・送信する機 能と解釈してよろしいで しょうか それとも、「8.2 特別永 住者」の関連機能とし、 【実装してもしなくても良 い】機能との解釈でしょ うか。	—	—	仕様書 修正	「1.1.2 外国人住民デー タの管理」の【標準オプション 機能】として「特別永住者 証明書交付年月日」を追 加する。

2. その他主なご意見と対応

■ 照会・異動関連（1/2）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	2.2.1 異動履歴照会	【実装しない機能】 同一住民（再転入者等）を単位として履歴が照会できること。	【実装すべき機能】 同一住民（再転入者等）を単位として画面を遷移することなく履歴が照会できること。	同一住民を単位とした履歴照会により業務効率の向上を図る。	仕様書修正	当該機能を【標準オプション機能】とする。 「同一住民（再転入者等）を単位として複数の住民票・住民票の除票にわたって履歴が照会できること。その際、宛名番号による照会又は基本4情報による照会のいずれにも対応できること。」
	4.1.2.1 同一住所への転居	—	住所の変更は実際発生していないため、マイナンバーカードの券面変更及び署名用電子署名の失効は起こらない旨を追記する。	CSとの連携部分に関連するが、本仕様の意図としては同一地番内の家屋が変わったことから転居と扱うことと理解しているが、マイナンバーカードの観点からすると4情報の変更は行われていないことから券面、カード内情報、署名用電子署名については落とす必要がない旨明示してほしい。業者によって連携部分の仕様で差異が生まれてしまうことを懸念している。	仕様書修正	【考え方・理由】に以下追記する。 「住記システム改造仕様書において、「市町村によって、住所の変更が発生しない転居がある場合、本人確認情報更新処理は行わない」と記載があるとおり、当該機能による転居は住基ネットには連携されないことに留意されたい。」 なお、署名用電子証明書についても上記を踏まえ失効されない。

2. その他主なご意見と対応

■ 照会・異動関連（2/2）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	4.0.1 異動者	【実装すべき機能】 指定都市においては、異動者を操作者の属する行政区に住所を置く者に限定することができること。（区間異動（区間転入）を除く。）	条例・規則等により、ある行政区の職員に対して、別の行政区に従事する職員の職を兼ねさせている場合は、当該記載の対象外である旨を明記されたい。	指定都市に複数の区がある場合で、条例・規則等により同じ指定都市内のそれぞれ他の区役所における事務を兼ねると規定することで、同じ指定都市の「区への海外や他市からの転入・区から他市への転出・区内転居・区間異動・区における世帯変更・区における30条の48届出」を、同じ指定都市内のいずれの区でも受理が可能としている。現在の記載では、異動者が届出をする区が限定されてしまい、届出における利便性が低下するため。	対応なし	現在の記載で読み込み可。「できること」としているため、する/しないは自治体の判断による。 また、操作権限管理により異動の対象を設定することも可能である。

2. その他主なご意見と対応

■ 証明関連（1/1）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	5.1 証明書 記載事項	「証明書が複葉にわたる場合は、最終ページのみに認証文が印字されること。」と記載がある。	「証明書が複数にわたる場合は、最終ページのみに認証文が印字され、電子公印が出力されること。」に修正する。	一つの証明に係る電子公印は一つとして、交付誤りを防止し、業務制度が向上すると考えるため。	仕様書 修正	以下に修文する。 「証明書が複数にわたる場合は、最終ページのみに認証文及び電子公印が印字されること。」
	5.2 世帯員の 並び順	「転入等により既設の世帯に入る者については、末尾に順次記載することとするが、市区町村長が並び替えることが適当と認めるときは、並び替えることも差し支えない。」と記載がある。	「転入等により既設の世帯に入る者については、末尾に順次記載することとするが、市区町村長が並び替えることが適当と認めるときは、並び替えることも差し支えない。その際には自動で以下の並び順に並び替えることが可能であること」と修正する。	標準仕様書通りの並び順に並び替える意図をもって並び替えを行う場合は、システムが自動で判定できる機能を持たせるべきであるため。	仕様書 修正	以下機能に修文する。 「転入等により既設の世帯に入る者については、以下の並び順に自動で並び替えることとするが、市区町村長が任意に並び替えることが適当と認めるときは、並び替えることも差し支えない。」
	5.6 公印・職 名の印字	「個人番号カード等のカード券面に印字する公印についてのみ、赤色又は黒色の選択をすることができる」と記載がある。	当該記載を削除する。	公印の印影情報はシステム間で連携すべき情報ではなく、住民記録システムからカード券面プリンタに公印の印影情報を連携する機能も不要。	仕様書 修正	住民記録システムにおいてカード券面印字機能を詳細に規定することは不要であるため、当該記載を削除する。

2. その他主なご意見と対応

■ 特別永住者処理関連（1/1）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成	「出入国在留管理庁からの通知が今後も継続される保証はない」と記載がある。	当該記載を削除する。	重複する通知を市町村と出入国管理庁の双方から送付することは非効率なので、どちらから送付することが適当か出入国在留管理庁と調整していただきたい。	仕様書修正	【考え方・理由】の記載を以下のとおり修正。 「この機能については出入国在留管理庁から通知が出ていることもあり、不要という意見もあったが、特別永住者に係る事務は住民基本台帳事務と密接した事務であること等により構成員から強い要望があったこと、市区町村窓口への来庁勧奨案内としての送付が考えられることから、標準オプション機能とする。」
	8.2.2 申請受理処理	—	実装しなくても良い機能に、特別永住者証明書に関する各種申請書（「有効期間更新申請書（別記第7号様式）」「再交付申請書（別記第8号、第9号、第10号様式）」を出力できること、を追加する。	申請受理処理として一連のものであり、現行システムでは出力可能なことから、手書きに戻るのは、デジタル時代にふさわしくないうえ、別調達するほどのシステムでもないため（データ連携仕様がまだ示されておらず、別調達が現実的なのかもわからない。）。	仕様書修正	以下を【標準オプション機能】に追加する。 「特別永住者証明書有効期間更新申請書及び特別永住者証明書再交付申請書を出力できること。」

2. その他主なご意見と対応

■ その他機能関連（1/1）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	7.1.1.1 CSへの自動送信	－	コンビニ交付の対象者紐づけのため、住基ネットより利用者用電子証明書のシリアル番号を自動受信し記録しておくこと。	7.1.2.4により、住基ネットより利用者用電子証明書のシリアル番号を取得することが可能の旨明記されているが、併せて「自動受信」する機能も含んでいるか。含んでいないのなら実装してほしい。	仕様書 修正	「7.1.2.4 電子証明書のシリアル番号取得」において以下に修文する。 「住基ネット回線経由でカード用署名用電子証明書及びカード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号を職員の手を介することなく自動で取り込めること。」
	9.7 住所一括変更	【実装すべき機能】P.178以下について対応できること。 ・一括更新した者について、住基ネットへ本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。電子証明書の所有有無の考慮は不要。CSの更新事由は「軽微な修正」とすること。	以下の機能を追記してください。 【実装してもしなくても良い機能】 ・一括更新した者について、出入国在留管理庁への市町村通知を自動送信できること。	現行システムにおいて、出入国在留管理庁への市町村通知を自動送信する機能を有しているベンダーもあり、自治体業務の効率化に寄与することから、当該機能を実装してもしなくても良い機能として追記していただくよう要望します。 第2.0版(案)の意見照会#782において、「対応なし。 (市町村通知は、現状自動送信とは限らない)」とされましたが、当該自動送信機能を許容している旨を明記した方が望ましいと思います。	仕様書 修正	修正後案に修正する。 なお、外国人住民の人数が少ない自治体も一定数あることから、手入力による送信にも対応する必要があり、【標準オプション機能】とする。

2. その他主なご意見と対応

■ その他帳票関連（1/2）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 様式・帳票要件	20.1.1 住民票の写し	【標準様式・帳票 共通項目】 7 自治体名型 ・郡がある場合は郡名を含まないこと	【標準様式・帳票 共通項目】 7 自治体名型 ・郡がある場合は郡名を含むこと	デジタル庁HP「アドレスベースレジストリ」では、自治体名は郡名ありが標準です。過去の経緯で文字数を削減するために郡名なしを「自治体名型」としましたが、新たな標準であるアドレスベースレジストリに合わせて郡名を含むことを再検討願います。	仕様書修正	アドレスベースレジストリに従い、郡名を含める。 13文字に変更する。
	20.1.3 住民票の写し（世帯連記式）	表中、項番14(続柄)の「桁数」の欄【空欄】 5	表中、項番14(続柄)の「桁数」の欄【空欄】 少なくとも7以上	続柄は1.1.11に記載のとおり4世代まで許容されており、理論上は「子の妻（未届）の子の妻（未届）」のように長大になる可能性があります。上記の例は現実的にはまずありえませんが超過時の手書き対応等をなくすためには十分な桁数が必要です。超過時の手書き対応を許容するのであれば、「子の子の子の子」を記載できる7桁が確保されていれば、ほぼ足りると考えます。	仕様書修正	7桁に修正する。
	20.3.3 転出証明書に準ずる証明書	確認事項の追記	・転出予定者で職権消除となったものが、住所設定するために必要な転出証明書に準ずる証明書を発行する場合 確認事項として「この証明は、転入届に添付すべき書類として発行したものである。」と印字する。	職権消除した後に転出証明書の交付を求められた場合に転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載する必要があることが定められているため、あらかじめ印字し記載もれを防ぐ。	仕様書修正	転出証明書に準ずる証明書に、以下文言を印字する。「この証明書は、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行したものである。」 また、「20.1.4 住民票の除票の写し」においても、当該記載をするかどうか選択できる旨を追加する。

2. その他主なご意見と対応

■ その他帳票関連（2/2）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 様式・帳 票要件	20.4.2 住民 票コード変更 通知票 等	—	旧氏／通称欄の追加	住民票に旧氏又は通称が記載されている者について、対外的に交付を行う帳票においては、氏名に当該旧氏または通称を併記すべきであるので、これを記載する欄が必要と考えます。 ※氏名欄に、旧氏又は通称を併記する手法でも差し支えないと考えます。	仕様書 修正	以下を【標準オプション機能】に追加する。 旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。
	20.5.3 世帯 主変更依頼 通知書	世帯主変更依頼通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (4.0.5（世帯主変更依頼通知書）参照)	※他の様式を含めて署名、公印、文書番号について、統一的に仕様を規定するように記載検討をお願いします。	「世帯主変更通知書」と併せて、標準仕様書の様式に署名、公印欄がありませんが、公文書として、署名、公印、文書番号は必須のものと捉えています。 署名、公印、文書番号については、地方公共団体ごとの判断がありますが、標準仕様書としては、カスタマイズが発生しないよう、統一的に仕様を規定することが必要です。他の様式を含めて署名、公印、文書番号について、検討をお願いします。 また、文書番号については、業務効率の向上のためにシステムで自動採番できる機能についても検討をお願いします。	仕様書 修正	帳票レイアウトに追加の上、諸元表において以下文章を記載。 「文書番号の設定がない場合は当該項目を印字しない」 なお、公印・署名については「5.6 公印・職名の印字」に規定の通り。また、レイアウト上も例示を行っている。
	20.5.6 職権 記載等通知 書	—	教示の記載を行う欄を追加する。	本帳票を使用する事例の多くは、行政不服審査法第82条第1項に基づく教示を行うべき事例に該当するため、当該記載を行うための欄が必要と考えます。 ※あらかじめ定型文を用意しておき、修正・削除等の編集を行える形が望ましいと考えます。	仕様書 修正	「20.5.2 世帯主変更通知」及び「20.5.6 職権記載等通知」の帳票下部に教示の文章を追加する。

2. その他主なご意見と対応

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

■ エラー・アラート関連（1/4）

改定案

様々なご意見を踏まえ、下記のエラー・アラートを追加。（主な追加・修正箇所のみ抜粋）

○ エラー項目一覧

番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例	エラーとした考え方・理由
2	項目表記ルールに沿わない表記による入力が行われた場合（例：氏名等の全角文字列入力項目においての入力について、空白が2文字以上連続で含まれている、全角項目において全角以外が含まれている） <u>場合</u>	項目表記ルールに沿わない表記で入力が行われています。 <u>氏名に空白が2文字以上連続して含まれています。</u>	項目表記ルールに従っていない場合日本人及び外国人の氏名において、2文字以上の連続した空白が含まれていることは誤入力であるため。
3	日本人住民に対して外国人住民のみ記載される項目が入力されていた場合又は外国人住民に対して日本人住民のみ記載される項目が入力されていた場合	入力された住民種別に合致しない項目が入力されています。	転入の際、日本人住民であるのに在留カード番号が入力されている場合等、異なる住民種別の項目が入力されることは誤入力と想定されるため。
12	氏名と同一の通称が入力された場合	氏名と同一の通称が入力されています。	通称と氏名が同一であることは想定されず、入力ミスと考えられるため。
28	入力された異動事由に適さない項目が入力された場合	入力された異動事由に合致しない項目が入力されています。	異動事由に合致しない項目について入力されている場合は誤入力であると考えられるため。 <u>(例)</u> ・国外転出以外の場合に、転出先住所（予定）に国外住所を入力している場合 ・国外転出にて、転出先住所（予定）に国内住所が入力されている場合 ・出生による経過滞在者で在留資格と国籍が入力されている場合 等
29	前後関係のある日付において逆転する日付が入力された場合	入力された日付が正しくありません。	前後関係のある日付において逆転する日付が入力されている場合は誤入力であると考えられるため。 <u>(例)</u> ・転出年月日（予定）が住所を定めた年月日以前である場合 ・死亡の異動日が「住民となった日」「住所を定めた日」「住所を定めた届出日」以前である場合 ・通称を削除した年月日が通称を記載した年月日以前である場合 ・支援措置の終了年月日が支援措置の開始年月日以前である場合 等

2. その他主なご意見と対応

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

■ エラー・アラート関連（2/4）

改定案

○ エラー項目一覧

番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例	エラーとした考え方・理由
35	中長期在留者、特別永住者の国外転入で在留カード番号等の欄が空欄の場合	在留カード番号等が入力されていません。	要領第4-2-(1)-イにて、「法第30条の46の転入の届出、法第30条の47の届出については、在留カード等の提示が義務付けられている。」とされていることから、エラーとして整理する。
36	転出処理において、転出先住所に自市区町村の町字コードが入力された場合	自市区町村の町字コードが入力されています。	転出先住所に自市区町村の町字コードが入力されることは誤入力であると考えられるため。
37	特例転入を利用した転出の処理で、届出日が、異動日から15日以上経過している場合	異動日が15日以上前の日付のため、特例転入を利用した転出の処理が行えません。	転入届の特例及び住民票の写しの広域交付の運用上の留意事項 項番3に「転出をした日の翌日から起算して14日を超えた場合→転出をした日の翌日から起算して14日を超えた旨を注記して「転出証明書情報に準ずる証明書」又は「消除した住民票の写し」の郵送等を行う」とされていることから、特例転入を利用した転出手続が利用できなくなるため。
38	取り込んだ転出届の情報について、転出先住所に存在しない市区町村が記載されていたり、存在しない日付又は矛盾した日付が入力されていた場合	取り込んだ転出届の情報が正しくありません。確認してください。	取り込んだ転出届の情報に誤りがある場合には、エラーを表示して確認を実施する必要があるため。
41	出生又は国籍喪失による経過滞在者において、出生又は国籍喪失の届出から60日以上経過した者において消除以外の異動処理を進めようとした場合	出生又は国籍喪失から60日以上経過しています。	経過滞在者の状態で60日以上経過した場合、異動処理を実施することは抑止される必要があるため。

2. その他主なご意見と対応

■ エラー・アラート関連（3/4）

改定案

○ アラート項目一覧

番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例	アラートとした考え方・理由
16	生年月日の順と続柄の順が世帯内で合致していない場合（例：世帯主よりも早く生まれている場合に続柄が「子」と入力されている）	生年月日の順と続柄の順が世帯内で合致していません。確認してください。	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きい。
27	異動を伴う世帯に転出予定者（予定日未達）が含まれている場合	異動を伴う世帯に転出予定者（予定日未達）が含まれています。異動を継続してよろしいですか。	既に発行している転出証明書の情報と齟齬が生じうることから、確認を行う必要があるため。
30	異動において、処理日より指定した日数以上前の異動日又は届出日等が入力されている場合	異動日又は届出日等から相当期間経過しています。よろしいですか。	注意喚起を行い、正確な異動日及び届出日を確認する事務につなげる必要があるため。
32	出生の異動事由において、異動日と生年月日が異なっていた場合	異動日≠生年月日となりますが、よろしいですか。	出生の場合、異動日と生年月日が同日になることが多く、異なる場合は確認をする必要があるため。
34	続柄が夫又は妻の世帯員の本籍及び筆頭者が、世帯主の本籍及び筆頭者と異なる場合	続柄が夫又は妻の世帯員の本籍及び筆頭者が、世帯主の本籍及び筆頭者と異なります。確認してください。	本籍及び筆頭者について入力ミスを避けるため。

2. その他主なご意見と対応

■ エラー・アラート関連（4/4）

改定案

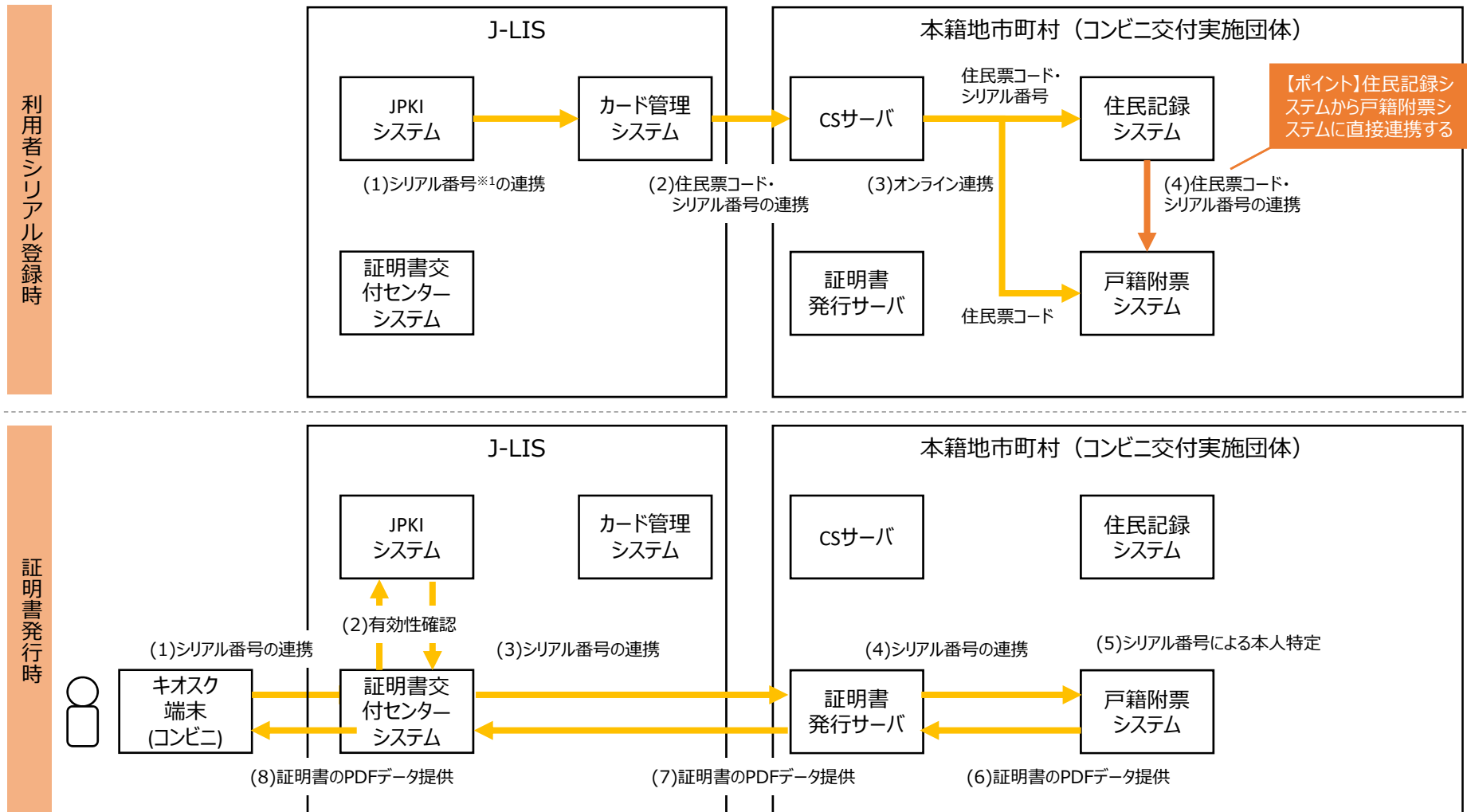
○ アラート項目一覧

番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例	アラートとした考え方・理由
33	中長期在留者又は特別永住者の転入で在留カード欄に入力せずに確定した場合	在留カード等が入力されていません。在留カードが未交付の外国人ですか。	注意喚起を行い、入力漏れを防ぐためにアラートとする。 ※エラー36に移動
37	外国人住民の国外転入等において、転入前住所が入力されていた場合	外国人住民の国外転入等において、転入前住所が入力されています。よろしいですか。	住民基本台帳事務処理要領第2-1-(2)-コに、「法第30の46及び法第30条の47に基づく届出をした者については、記載を要しない」とあることから、空欄として登録することがほとんどであると考えられるため。
37 43	転入又は出生等で入力しようとした転入者と氏名・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日の組み合わせが一致する現存者（仮登録の状態の者を含む）がいる場合	入力しようとした転入者と氏名・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日の組み合わせが一致する現存者がいます。現存者と同一人でないか確認してください。	同一人物である可能性があるため、正確な記載紐付けのために注意喚起が必要。なお、当該情報の組み合わせが一致する可能性もあるため、エラーではなくアラートとする。
52	異動事由において「異動の取消し（増）」が選択されている場合に異動日として消除年月日が入力されていない、又は「異動の取消し（減）」の場合で異動日に住民となった年月日が選択されていない場合	異動事由において「異動の取消し（増）」が選択されている場合に異動日として消除年月日が入力されていない、又は「異動の取消し（減）」の場合で異動日に住民となった年月日が選択されていません。よろしいですか。	異動の取消し（増）の場合は異動日が消除年月日、異動の取消し（減）の場合は住民となった年月日が記載されることが多く想定されるため。

3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項

1-1. 戸籍附票システムとの連携 | コンビニ交付の全体フロー

- 本籍地と住所地が同一の者に対するコンビニ交付に対応する際、住民記録システムから戸籍附票システムにコンビニ交付に対応するために必要な情報を連携している場合もあることから、コンビニ交付に必要な情報を住民記録システムから直接送信できることとした。
- コンビニ交付における戸籍附票システムと住民記録システムの連携フローは以下を想定しています。



*1 本資料においては、「カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号」を指す

3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項

1-1. 戸籍附票システムとの連携 | 仕様書修正内容

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

- 住民記録システムから戸籍附票システムにコンビニ交付に必要な情報を連携する場合及び住民記録事務として支援措置の申出を受けた場合の戸籍附票システムへの連携を実現するため、住民記録システム標準仕様書の機能要件を下記のとおり修正します。

#	修正のポイント	改定案
1	<p>実装不可機能から、コンビニ交付に対応する場合を例外とする旨を追記</p> <ul style="list-style-type: none"> 3.4支援措置において、住民記録事務として支援措置の申出を受けた際、住所地と本籍地が同一市区町村である場合は、支援措置情報を住民記録システムから戸籍附票システムへ連携できるとし、本機能を7.2.1にも追記することとした。 本籍地と住所地が同一の場合において戸籍附票システムと直接連携することを実装不可としていたが、コンビニ交付に必要な場合の連携は例外とした。 連携の詳細については、庁内データ連携機能及び別紙の連携要件一覧に規定する。 	<p>3.4 支援措置 【実装必須機能】 (前略) <u>また、住民記録事務として支援措置の申出を受けた際、住所地と本籍地が同一市区町村である場合は、住民記録システムから戸籍附票システムへ連携できること。</u></p> <p>7.2.1. 他の標準準拠システム等への連携 【実装必須機能】 デジタル庁が規定する庁内データ連携機能（共通機能標準仕様書において規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）及び別紙の連携要件一覧に従うこと。</p> <p>【実装不可機能】 <u>戸籍附票システムにおけるコンビニ交付に対応する場合及び3.4支援措置における連携を除き、戸籍附票システムに対して、管内本籍人の住所異動（転居等）時に住所情報を連携できること。</u> (中略)</p> <p>【考え方・理由】 (前略) 戸籍附票システムが住民記録システムと直接連携している市区町村とCSを介して住民記録システムと連携している市区町村があるが、データを戸籍附票システムにどう取り込むかまでは住民記録システムで決める必要はなく、住民記録システムはデータをCSへ送信することができる機能（7.1.1.1参照）があれば十分なので、管内本籍人の住所異動（転居等）時において、住所情報を戸籍附票システムに連携できる機能は実装しないこととする。 <u>なお、戸籍附票システムにおいて、本籍地と住所地が同一の者に対するコンビニ交付に対応するために住民記録システムから戸籍附票システムにコンビニ交付に対応するために必要な情報を連携している場合及び住民記録事務として支援措置の申出を受けた場合については、実装不可機能から除くこととした（庁内データ連携機能及び別紙の連携要件一覧にも当該連携について規定している。）。</u></p>

3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項

1-2. 横並び調整方針

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

- 住民記録システム標準仕様書の機能要件における主な修正点等について下記に示します。

#	修正のポイント	改定案
1	<p>シングル・サイン・オンについては標準オプション機能に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> シングル・サイン・オンについては、その実装方式については複数考えられること、自治体ごとにIDの統合状況も様々であること、標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムとの関係等も踏まえ、実装必須機能から標準オプション機能に変更 	<p>10.3 操作権限管理 【実装必須機能】 (前略) 操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。 (中略) 【標準オプション機能】 組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。 操作権限一覧表で操作権限が設定できること。 <u>認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。</u></p>
2	<p>ステータス管理は申請管理機能内の処理に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 転出届、転居予約及び転入予約におけるステータスの管理は申請管理機能内にて実施されることに変更 	<p>10.9 マイナポータル等との接続 【実装必須機能】 オンライン申請の申請データの<u>うち管理が必要な項目</u>を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 取得した申請データについて、申請処理できること。 <u>当該申請データに係る申請管理機能がマイナポータルぴったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルぴったりサービス等に送信する場合に用いるために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること取得した項目等を表示、出力等できること。</u> 【対象事務】 ・転出届 ・転居予約 ・転入予約</p>

4. 他システムとの横並び調整

- 戸籍附票システム及び印鑑登録システムの標準仕様書修正に伴い、住民記録システム標準仕様書において修正等が必要と想定される主な項目について、下記に示します。

戸籍附票システムに準じて修正予定の項目

第3章 機能要件

1.1.6 空欄

→考え方・理由の一部修正（附票#13）

1.1.9 年月日の表示

→元年の表記について明示（附票#589）

5.6 公印・職名の印字

→「公印省略」という例示を削除（附票#24）

9.1 他システムとの連携を除くバッチ処理

→オンライン処理に影響が出ない旨を削除（附票#47,48）

第7章 用語

→「記載」という用語を追加し、法第17条における「記録」が含まれる旨の明示（附票#398,252）

印鑑登録システムに準じて修正予定の項目

第3章 機能要件

1.1.1 日本人住民データの管理

1.1.2 外国人住民データの管理

→成年被後見人の登記日等の盛り込み（印鑑#360）

1.3.8 交付履歴の管理

→端末名の修正（印鑑#51）

11.1 エラー・アラート項目

→「規定」から「入力」へ表現を修正（印鑑#380）

5. 継続検討事項

- 下記事項については引き続き検討を進めてまいります。

	継続検討事項	状況と今後の方向性
1	「氏名の読み仮名」法制度化に伴う対応	<ul style="list-style-type: none">• 現在、法務省において、戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化について検討が進められている。その検討を踏まえ、フリガナに係る記載については、修正を行う予定。
2	標準準拠システムにおける文字の方針への対応	<ul style="list-style-type: none">• 現在、デジタル庁及び法務省において、標準準拠システムにおける文字の扱いについて検討が進められている。その検討を踏まえ、文字に係る記載や外字を想定した機能については、修正を行う予定。